

発注工事の前払金について

標記の件について、公社が発注する工事の前払金は下記のとおりとしております。

記

設計金額 **150万円以上**、工期**制限なし**

【前払金制度の概要】

1. 対象工事

原則、設計金額が150万円以上の建設工事が対象となります。なお、工事設計書には「前払金有」の記載があります。

2. 前払金率

契約金額の「40%」以内で10万円未満は切り捨てます。ただし、前払金額の最高限度額は「1億円」となります。

なお、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があるときは、前払金を支払わない場合、または減額する場合があります。

3. 請求方法

保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を提出した上で前払金の請求をしていただきます。

公益財団法人東京都都市づくり公社
総務部企画経理課契約検査係